

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第22号

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則(平成29年桑名市規則第28号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定による市長の職務を代理する上席の職員の順序は、桑名市組織条例(平成16年桑名市条例第11号)第1条に規定する部等の順序により部長(市長公室長を含む。)の職にある職員とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。